

子育ての悩みは、ひとりで抱え込まずにご相談ください



189(いちはやく) ちいさな命に 待ったなし

▲令和元年児童虐待防止推進月間の標語

11月は「児童虐待防止推進月間」です。児童虐待は、子どもの人権を侵害し、時としてその命を奪うなど、子どもの心身の発達や人格の形成に、重大な影響を与えます。児童虐待相談は年々増加し、千葉県は7547件(平成29年度)と、全国で4番目に多い対応件数となっています。

虐待を受けている子どもは、自分から「助けて」とは言えません。子どもの周りにいる人が「虐待かな?」と思ったり、迷わずご連絡・ご相談ください。連絡は匿名で行うことも可能で、連絡者や連絡内

容に関する秘密は守られます。養育や育児に関する悩みなどを、誰にも話せずに一人で抱えていませんか?どんなことでも構いませんので、お気軽にご相談ください。

【相談・連絡先】

子育て支援課(2階) ☎(20)1573、FAX(20)1610 子育て家庭相談室(2階) ☎(23)5500

ドメスティック・バイオレンス(DV)は夫婦げんかとは違います

毎年11月12日から25日までの2週間は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。DVとは、配偶者や恋人など親密な関係(過去の関係も含む)にある男女間における身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力などのことです。暴力は、その対象の性別、加害者や被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。

また、子どもにとって最も安全で安心できる場所が家庭です。しかしDVが起こる環境ではその役割を果たせません。暴力をふるわれる親を子

どもが見ることは児童虐待にもなります。

この運動をきっかけに、パートナーに対する暴力について考え、暴力のない社会づくりを進めましょう。

【相談窓口】

千葉県女性サポートセンター ※24時間対応 ☎043(206)8002 長生健康福祉センター ※9時~17時(土日・休日除く)、面接相談要予約 ☎(22)5565 子育て家庭相談室(2階) ※8時30分~17時15分(土日・休日除く) ☎(23)5500

「女性の人権ホットライン」を開設します

夫・パートナーからの暴力やストーカー等の女性をめぐる各種の人権問題について、「女性に対する暴力をなくす運動」期間中、全国一斉に人権擁護委員がホットラインで相談に応じます。

日時 11月18日(月)~22日(金) 8時30分~19時 11月23日(祝)・24日(日) 10時~17時

☎0570(070)810 関千葉県人権擁護委員連合会事務局 ☎043(247)3555



11月は「動物による危害防止対策強化月間」です

平成30年度は人が犬にかまれる事故が、長生保健所管内で8件発生しました。

次のことに注意して、動物による事故や迷惑を防止しましょう。

- ・飼い犬が人をかんだ時は保健所へ届け出し、かんだ犬が狂犬病の疑いがないか獣医師の検診を受けさせることが必要です。
- ・犬を飼う場合には、事故を起こさないようなしつけ、

飼い方をするのが重要です。

- ・公園なども含め、犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制御できる人が、短い引き綱で行いましょう。
- ・犬は来訪者の届かない場所で飼いましょう。また、門や玄関から犬が飛び出さないよう注意してください。
- ・犬の登録と年1回の狂犬病予防接種は、法律に定められた飼い主の義務です。
- ・猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声による被害を防止でき、感染症等の危険から猫や人を守ることができま

犬猫合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です(91日齢未満の犬猫を除く)。

動物は責任をもって最後まで面倒を見ましょう。やむを得ない事情で飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。

関長生健康福祉センター(保健所) ☎(22)5167 千葉県動物愛護センター ☎0476(93)5711